

## 令和5年度第1回赤穂市総合教育会議議事録

1 日 時 令和5年7月25日（火） 午後3時～午後4時30分

2 場 所 赤穂市役所6階 大会議室

3 出席者

(1) 市長及び教育委員会

(市長) 牟礼正稔、(教育長) 尾上慶昌、(教育長職務代理) 大河龍生

(教育委員) 井本学明、池坂めぐみ、志水矛

(2) 事務局

(市長公室長) 山内光洋、(教育次長(管理担当)) 高見博之、(教育次長(指導担当))

入潮賢和、(教育委員会総務課長) 近藤雅之、(総務係長) 澁谷文江、(企画政策課長)

玉木哲也、(企画係長) 深澤景理、(企画係主事) 軀川法真

【説明員】(生涯学習課長) 松本久典、(生涯学習係長) 亀井陽介、(学校教育課長) 田中豊史、(中学校教育指導担当係長) 福田大介

4 会議の概要

(1) 開会

(2) 市長挨拶

(3) 協議事項

(1)アフタースクールの実施状況について

(2)中学校部活動の地域移行について

(4) その他

(5) 閉会

事務局 それでは、定刻となりましたので、ただ今から令和5年度第1回赤穂市総合教育会議を開催いたします。

開会にあたりまして、牟礼市長からごあいさつを申し上げます。

市長 本日は尾上教育長をはじめ、教育委員の皆様には教育委員会の後ということで、大変お忙しい中、またお疲れのところ引き続き総合教育会議にご出席賜りまして誠にありがとうございます。

教育委員の皆様方におかれましては、平素から赤穂市の教育行政、また市政全般にわたってご協力を賜り、またご尽力いただいておりますことに改めまして感謝と敬意を表したいと思います。ありがとうございます。

ご承知の通り、この総合教育会議につきましては、平成27年度から設置をしております、教育を行うための諸条件の整備や地域の実情に応じた教育、学術文化の振興を図るといった重点的な政策についてご協議、調整を行う場として市長と教育委員会

との間で設置しているものでございます。

子育て支援につきまして、私も最重要課題の一つとして取り組んでいるところでございますが、本日はアフタースクールの実施状況について、また昨今非常に問題になってきております、学校教育現場における中学校部活動の移行につきましてご協議いただき、委員の皆様方からご忌憚のないご意見を頂戴したいと考えているところでございます。

本日はどうぞよろしくお願い申し上げます。簡単ではございますが、冒頭のご挨拶とさせていただきます。

事務局

ありがとうございました。

本日の出席者につきましては、お配りしております別添の赤穂市総合教育会議名簿と本日の配席表をご覧くださいませようお願いいたします。

それでは、協議事項に移らせていただきます。

会議につきましては、赤穂市総合教育会議設置要綱第4条第3項の規定により、市長が議長となりますことから、牟礼市長に進行をお願いいたします。

議長

それでは定めによりまして、私が議長を務めさせていただきます。

本日の議事が円滑に進みますように皆様方のご協力をどうぞよろしくお願い申し上げます。

協議事項に入ります前に、会議の傍聴希望がございます。会議の公開につきましては、赤穂市総合教育会議設置要綱第6条の規定によりまして、原則公開となっております。個人の秘密を保つため必要があると認めるとき、または会議の公正が害される恐れがあると認められるとき、その他公益上必要があると認めるときは、公開ではなく非公開とすることができますが、本日の会議内容につきましては、お手元の資料の通り協議事項のアフタースクールの実施状況について及び中学校部活動の地域移行については、非公開に該当する案件ではないと考えられますので、傍聴希望者に傍聴を許可してもよろしいでしょうか。

委員

異議なし。

議長

異議なしということでございますので、この会議につきましては、公開とし、傍聴希望者の方にお入りいただきたいと思っております。しばらくお待ちください。

(傍聴者入室)

議長

会議中の写真撮影につきましては、ご遠慮いただくこととなりますので、ご希望がございましたら、ただいまの時間で写真撮影をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

それでは協議事項に入らせていただきます。

協議事項(1)アフタースクールの実施状況について、事務局から説明をお願いします。

事務局

それではアフタースクールの実施状況について説明をいたします。

1 ページをお願いいたします。

初めにアフタースクールの目的でございます。児童福祉法第6条の3第2項に基づき、小学校1年生から6年生までの児童で、その保護者が労働等により放課後家庭にいない児童に適切な遊びや生活の場を提供し、児童の健全な育成を図るものがあります。なお、アフタースクール対象児童につきましては、当初低学年の児童からスタートし、平成27年度から高学年にも拡大しております。

次に2の施設の状況であります。

現在、赤穂アフタースクールなどを9クラブ13支援で全小学校区において、対象児童の受け入れを行っております。定員は1支援当たり概ね40人で、これを支援単位としております。赤穂アフタースクールにつきましては2支援、概ね80人を受け入れているというように表を見ていただければと思います。

開設場所につきましては、各学校の状況に応じ、学校の空き教室を使用したり、学校の敷地内にアフタースクール専用の建物で事業を行っておりますが、城西アフタースクールのみ学校敷地外の隣接地に建物がございます。またカック書きにしております、原アフタースクールは、表の下に記載しているとおり、原小の児童から希望があれば、現在は有年アフタースクールを利用しております。

次に3の実施時間ですが、平日は授業終了から午後6時まで、日曜日や学校授業日の振替休日は、午前8時から午後6時まで開所しております。休所日は日曜日・祝祭日、年末年始など掲記の通りの期間であります。土曜日は尾崎アフタースクールのみ開設をしており、他校の児童も利用が可能です。なお、平日の終了後6時から30分、土曜・休日休業日におきましては始業前30分と終了後30分とそれぞれ時間の延長をして実施しております。

次に4保育料についてですが、月額6,000円となっております。8月の長期休業期間のみ13,000円となっております。

次に2ページをお願いいたします。

学校別のアフタースクール登録児童数と、市内全校の児童数の推移であります。市内児童数の推移は太線囲みをしている部分でございますが、令和5年4月現在、市内児童は2,079人で、アフタースクールの登録児童数は533人。利用率は25.6%と、約4人に1人がアフタースクールに登録しており、学校別では令和5年で、塩屋アフターの登録が最も多くなっております。7年間の推移を見ますと市内児童は年々減少する一方で、アフタースクール全体の利用は、令和3年を除いて、ここ数年は500人台とほぼ横ばい状態であります。

次に6学年別の登録児童数の状況でございます。

令和5年4月の市内の全体児童数は2,079人で、うち1年生から3年生の低学年は987人。これに対し、1年生で142人、2年生129人、3年生121人の計392人がアフターに登録をしており、低学年の児童の約4割が登録されております。

一方で4年生から6年生の高学年につきましては、1,092人に対し、4年生94人、5年生37人、6年生10人と計141人で、高学年児童の登録は約1割にとどまっているという状況です。これは高学年になるにつれて、習い事をしたり、自宅で留守番ができる人が増えているためと思われます。

アフターの登録児童は、合計で533人。この中には保護者の仕事の都合で長期休業期間のみアフタースクールを利用する場合も含まれておりますので、4月に実際にアフターを利用した児童は、419人となっております。

現在アフタースクールの支援員は83人で、各アフタースクールでシフトを組みながら対応している状況です。そのうち約半数の35人が補助員となっております。

次に3ページをお願いいたします。

7年間の平均利用者数ですが、新型コロナウイルス感染症の拡大が始まった令和2年を除き増加傾向にあります。令和4年の利用児童数合計332人は、令和4年4月の登録児童数545人と比較いたしますと、実際の利用はかなり少ないように思われますが、夏休み等の長期休業期間中のみ利用する児童がいることや、高学年になるにつれ年度途中からアフターの対象が増えることから、利用者は前半に偏る傾向にあります。また、利用児童数が少ない小規模校もありますので、アフタースクール別に言いますと、城西小学校、塩屋小学校、坂越小学校などは、定員に余裕があまりない状況であります。いずれにいたしましても各アフタースクールの定員と利用人数を見ながら、適切な運営に努めているところでございます。

次に8アフタースクールの課題です。

支援員の確保につきましては、アフタースクールの基準として、1支援単位児童40人に対して支援員が2人で対応することとなっております。ただ、障がい等で配慮を要する児童に対応するため、その人数や障がいの度合いによっては、支援員を増員して配置するよう努めておりますので、各アフタースクールで実際には児童40人に対して、2人から4人で対応しております。

また、学生が補助員として20人ほど勤務しており、非常に助かっている状況ですが、夏休みに入りますと利用児童が増える一方で、市外出身の学生の多くが帰省したり、大学の試験や授業が重なりますと、一度に複数の学生が勤務できない、といったこともあります。また、アフタースクールの支援員には、世帯主の扶養に入るために、勤務時間を短くして収入を抑える方もいらっしゃいます。令和5年4月の支援員数は83人となっております、一定数は確保しておりますが、実際の配置については、支援員が足りていないといった状況もありますので、さらなる支援員の確保に努めてまいります。

次に、施設整備につきましては、各アフタースクールの必要の緊急度に応じて計画的に実施をしております。今後、保護者の就労に伴う利用児童の増加と少子化に

伴う全体の児童数の減少に注意しながら、整備を検討する必要があり、アフタースクールの利用状況を踏まえ、適切に対応していきたいと考えております。

特に坂越小学校区につきましては、区画整理で戸建やアパートの新築物件が増えており、当面児童数が増える見込みがありますので、今後の児童数に注意してまいります。

次に適切な施設利用につきましては、冒頭申し上げました通り、このアフタースクールは就労等で放課後に保護者が家庭で保育することができない家庭の児童に、遊びや生活の場を提供するものであります。アフタースクールの登録がありましても保護者の仕事が休みで、日中家にいる場合はできるだけ子どもを看ていただくよう入所時に案内のしおり等で説明し、お願いをしております。

適切な利用については、保護者が在宅しているにも関わらず、当然のように子どもをアフタースクールに預けに来る家庭もありますので、目に余る家庭には支援員から注意したり、本年5月には保護者全員に改めて文書により通知をしたところがございます。保護者の方も仕事で疲れて休みたい日もあると思いますので、あまり細かくは申しませんが、各アフタースクールの利用定員や支援員には限りがありますので、今後とも適切に施設を利用させていただくよう周知に努めてまいります。

以上で、アフタースクールの実施状況について説明を終わります。

議長 ありがとうございます。

ただいま事務局から説明がありましたが、ご質問やご意見がございましたらお願いいたします。

委員 保育園は待機児童がいらっしゃると思います。アフタースクールに入りたいけど入れない児童はいらっしゃるのでしょうか。

事務局 現在のところアフタースクールに関して、待機児童はおりません。全員受入れを行っております。

議長 他にご意見やご質問はございませんか。

委員 1ページの2実施施設についてです。支援数が1支援・2支援と分かれています、2支援とは部屋が2つあるということですか。

事務局 教室が別になっており、1つの教室に40人程度で実施しております。

議長 2支援は教室が2つあるということですか。

事務局 はい。2つあり、合計80人程度ということになります。

委員 説明にもありましたが、児童数は減っているがアフタースクールを希望する児童数は増えているということですが、学校によっては 100 人を超えている学校もあります。設備を増やすというお考えはありますか。例えば、学校の空き教室を利用するのが難しいということもあるかもしれません。実際に城西小学校では新しく増設すると聞いたことがあるのですが、いかがですか。

事務局 増設については、今後のアフタースクールの利用児童数を見極める必要があると考えております。先ほど城西アフタースクールのお話がありましたが、現在 2 支援ということで学校施設外に建物がございまして、その施設と小学校内の図書室を使用しています。常時使うことが非常に難しいところもあり、今年に設計業務 500 万円を予算化している状況です。予定としましては増設を考えています。

議長 常時使うことが難しいとは、どういう意味ですか。補足説明をお願いします。

事務局 あくまで図書室という特別教室を借りておりますので、実際にはアフタースクールで使うというのは目的外で使っている状況です。当初は夏休み期間中だけでスタートしたのですが、現在は平常時でも使用している状況です。

議長 図書室を常時使うことが難しいということですか。

事務局 はい。

議長 他にご質問等はございますか。

委員 学校の延長という捉え方をすれば、例えば指導要領のようなものが、このアフタースクールにはあるのですか。また、アフタースクールが始まってから長いですが、過去と現在で内容に変化があるのか教えてください。

事務局 学校の延長という考え方ではなく、もともと福祉施策としてスタートしておりますので、指導要領等はありませんが、設備等の基準に基づきまして施設を設置し、実施しております。

また、内容的な変動については特になく、平成 27 年に対象が拡大したということで、低学年のみの利用から高学年に対象が増えているところが大きな変化でございます。

委員 夏休みに入って、生徒数は増えるということですが、今回、子ども家庭庁が全国の学童保育に給食を提供することについて、各自治体に支援を促していると思いま

す。自治体としてアフタースクールの給食についてはどのようにお考えですか。

事務局 学童保育での給食につきましては、まず食の安全が最優先であると考えております。子どものアレルギーの問題や食中毒といったことが考えられますので、まずは安全に給食が提供できるのかということ、また、アナフィラキシーショック等もありますので、支援がそれに対してどこまで対応できるかが一つの前提になると考えています。そのほかにも給食の受け取り方、或いはお金の管理方法等があり、多くの課題が考えられます。県内で現在4市が実施していますので、近隣市町の状況を参考に研究していきたいと考えています。

議長 他にありませんか。

委員 1 ページの表の一番下に、長期休業中以外に原小学校児童から利用希望があった場合は有年アフタースクールを利用と記載しています。原小学校の児童から希望があった場合は、有年小学校までの移動が必要になると思いますが、その送迎等についてはどのようにされているのかを教えてくださいたいです。

事務局 アフタースクールで有年小学校を利用する際は、平常時はタクシーを利用します。平常時に有年小学校のアフタースクールを利用している児童はいませんが、長期休業中や夏季休業中の利用希望者は6人です。

議長 タクシーとは、デマンドタクシーですか。

事務局 デマンドタクシーではなく、別でアフタースクール児童送致業務として委託契約を行い送致しております。

委員 長期休業中の場合は、直接児童が有年小学校に行って、有年小学校に保護者等のお迎えで帰るという考え方でよろしいでしょうか。それとも朝、決まった時間に原小学校に集合して、タクシーでの移動になるのでしょうか。

事務局 長期休業中におきましては、他のアフタースクールと同様に、保護者に有年アフタースクールまで送っていただき、帰りも有年アフタースクールの方にお迎えいただけます。

議長 他にありませんか。

委員 2点お願いします。

1点目は、支援員の研修会は行われているのでしょうか。

2点目は、夏休みの保育料が13,000円と高額ですが、日割り計算等はできないのでしょうか。夏休みは企業によってかなり休みがとれるというところもあるようですが、家庭内でやりくりをしながら子どもたちとできるだけ多くの時間を過ごしたいということで家族と過ごす。しかし、この日だけはどうしても無理だということで、例えば1ヶ月のうち数日間アフタースクールを利用する、というような場合に日割り計算ができないのでしょうか。

事務局　　まず研修ですが、アフタースクールに作業療法士を派遣し、実際にそのアフタースクールを見学していただき、気になった児童に対しての対応等の研修を行っております。

日割り計算についてですが、1日アフタースクールにおられるということで、8月が高額になるのはやむを得ないところがあります。前提として、長期にわたって仕事をされているという考え方で、アフタースクールについては月額でされているところが県下でも多いようで、赤穂市でも月割りとさせていただいています。

議長　　日割りはできないということですか。

事務局　　はい。現在は日割りの対応をしておりません。

議長　　教育長、お願いします。

教育長　　総合教育会議は、市長と教育委員との連絡、或いは情報交換や教育委員会の方からお願いというような、非常に重要な役割を持っている会議です。前は待機児童ゼロについて教育委員さんから市長にお願いし、市長のご尽力、ご協力をいただきまして、何とか赤穂市も待機児童ゼロになりました。この場を借りて改めて市長にお礼を申し上げたいと思います。

待機児童の問題は、今後もいつ生じるか分からないので、引き続きご理解をお願いできればと思います。

アフタースクールが導入された頃と今の考え方は随分変わってきたと思います。福祉関係でアフタースクールを運営しているという市町も非常に多いですが、都市部ですとNPO法人に事業委託しているところもあります。ですので、教育委員会において、このような事業をすることは、赤穂市の体力からいっても厳しい問題がたくさんあり、課題が山積の中で取り組んできました。ある程度、支援員も指導者も確保でき、他市ではなかなかないような研修の機会もあります。最初は本当にできるのかと心配しましたが、随分充実してきたと思います。

改めて振り返りますと、一番根本にあるのは、共稼ぎが増えてきたことです。子どもだけで、家で留守番をする家庭が増えてきたことから、福祉的な対策として始まったわけです。当初から比べたらここまで増えてくるとは思いませんでしたし



た。少子化でアフタースクールの利用は減るのではないかと予想していましたが、むしろ増加傾向になっております。これからもその傾向が止まらないと思います。アフタースクールについては、施設の問題や指導者の問題等、これからも課題はたくさんあると思います。大変なことも多いと思いますが、生涯学習課の方で、支援員の皆さんの要望等がありましたら十分聞いていただきたいと思います。

城西アフタースクールでは、施設を作り直すということですが、他の地域でも増えてくると考えられます。その際は、市長にまたご協力をお願いできたらと思いますのでよろしくをお願いします。

議長                    ありがとうございます。

それでは、(1) のアフタースクールの実施状況につきましては、以上で終了とさせていただきます。

次に (2) の中学校部活動の地域移行について、事務局から説明をお願いします。

事務局                協議事項 (2) 中学校部活動の地域移行について、現在の状況と今後の取り組みについて説明させていただきます。

まず初めに、申し訳ありませんが、資料の訂正をお願いいたします。12 ページと 13 ページです。表題にあります〔案〕という文字を削除していただくようお願いいたします。申し訳ございません。

それでは 7 ページをご覧ください。

スポーツ庁と文化庁は、昨年、令和 4 年 12 月に部活動運営の総合的なガイドラインを改定しました。少子化が進む中、中学校の教員の減少による部活動の種類や活動人数が減少しております。あわせて、教員の働き方改革が進められる中、地域の子どもたちは学校を含めた地域で育てるという意識のもとで、段階的に部活動の地域移行を行ってまいります。その中で、2025 年、令和 7 年度末には、土日、休日の部活動を移行し、それ以降は平日の部活動の移行に取り組むものであります。部活動の地域移行は、中学校において、これまで教員が受け持っていた部活動の指導を地域のスポーツクラブや文化団体、そして民間企業や競技団体などの学校以外が担い、地域の活動に位置づけるものであります。移行先では、複数の中学校が合同で活動することもできます。

本市におきましては、今年、令和 5 年 1 月に、8 ページから 10 ページにあります、市内の小中学校の保護者宛に資料を作成し配布しました。令和 5 年度から 3 年間をかけて、土日、休日の部活動を地域に移行していくことを周知し、10 ページの上の段に活動例を示し、イメージしやすくしております。

平日は学校の部活動に参加し、土日、休日は自ら選択した地域のスポーツ活動や文化活動に参加していきます。今年度からの 3 年間の移行期間は、土日、休日は学校の部活動と地域活動、平日は学校の部活動が行われており、土日、休日は子どもたちが選択して参加していきます。

また、今年6月には赤穂市部活動地域移行協議会を開催いたしました。協議会は、体育協会、文化協会の代表、学校関係者、保護者代表等で構成され、現状と今後の取り組みについて確認を行いました。

11ページから14ページの内容について情報共有、意見交換を行いました。11ページには、部活動の意義と課題と赤穂市の目指す姿を記載しています。国のガイドラインに基づいて、本市におきましても、地域において、持続可能な環境を整備し、子どもたちに多様な体験の機会を確保していきたいと考えています。

12ページをご覧ください。今後の取り組みについてであります。部活動の地域移行を進めるにあたっては、次の6点が課題となっております。

1 点目は地域指導者の確保です。地域移行を進めるにあたっては、受け皿づくりの確保が最重要課題です。移行期間に情報収集を行い、子どもたちに周知してまいります。

2 点目は活動場所の確保です。団体ができても活動場所がなければ活動できません。地区の体育館や場合によっては、学校施設の開放も必要となります。

3 点目は活動する費用負担についてです。学校の部活動は教員が無償で指導に当たっていましたが、今後は会費や参加費の徴収が予想されます。費用の課題としましては、他にも備品の購入や保険への加入等が挙げられます。市として必要な経費について計画を立ててまいります。

4 点目は教員以外の大会等への引率についてです。中体連の規定では、競技ごとに異なりますが、地域指導者が引率してもよいことになっております。

5 点目は教員と地域指導者との連携です。3年後の令和8年度以降は、土日休日の部活動に関しては、中学校の教員が主体となって活動はしなくなります。それまでの移行期間については、地域指導者と教員の連携が大切になってきます。

最後6点目は地域指導者への研修の必要性についてです。部活動を地域に移行していく中で、体罰の問題や熱中症の対策等心配な面があります。地域指導者への研修の実施について検討してまいります。

続いて、今後の予定についてです。

13ページをご覧ください。まずは受け入れ可能な団体、いわゆる受け皿づくりを行ってまいります。この7月から受け皿となる団体募集を市のホームページや広報・ニュースレポート等を通じて行ってまいります。参加団体の状況については、随時協議会を開催し、確認をしてまいります。来年1月から児童生徒に活動団体を一覧にまとめて紹介し、活動できる団体から順次移行をしてまいります。

14ページは、現在中学校にある部活動の一覧です。移行期間には、現在の部活動を地域に移行していきたいと考えております。今後、受け皿となる団体とも協議し、地域と学校、保護者と連携をとりながら赤穂市の実態に合った持続可能な活動となるよう、子どもたちのためのより良い部活動の地域移行を進めてまいります。

以上でございます。

議長                    ありがとうございます。  
                          質問やご意見等ありましたらお願いします。

委員                    12 ページの一番下の方に参考として、令和 5 年度中学校体育連盟主催の大会参加団体は 4 団体とありますが、4 団体とは具体的にどの団体ですか。  
                          もう 1 点は、13 ページの①の表の 7 月の活動可能な団体の募集についてです。今日は 25 日なので、募集が始まっていると思いますが、現在受け皿になっている団体はありますか。

事務局                1 点目の令和 5 年度中学校体育連盟、中体連主催の大会参加団体は、水泳、バレーボール、柔道、剣道の 4 団体でございます。  
                          2 点目の現在活動可能団体の募集の状況についてですが、受け皿となる団体については、柔道が 2 団体、剣道が 1 団体で申請を受け付けています。  
                          以上です。

議長                    他にありませんか。

委員                    地域へ移行するということになると、学校でのクラブ活動の場合、共用する道具がありますよね。例えば野球であればキャッチャーマスク、吹奏楽であれば楽器というような共有するものについてどこが購入するかなど、はっきり区別しないと受け入れ団体は手を挙げにくいように思われますが、その点についてどうお考えでしょうか。

事務局                運動部に関するものと、基本的にはその活動団体が子どもたちから集めたお金でやりくりしていただくことを考えています。吹奏楽の場合は、楽器は非常に高価なものですのでお金もかかりますし、楽器の移動に関しても費用がかかります。ですので、吹奏楽に関しては、学校のものを利用する方向で考えております。

議長                    他にありませんか。

委員                    地域移行する場合には、指導者の力量等がとても大切だと思います。先生には休んでいただきたいという気持ちもありますが、保護者としては指導が上手な先生に指導していただきたい気持ちもあります。指導員の方にお支払いするように費用面等を工面し、先生に指導していただくことはできませんか。

事務局                学校の教員が、移行した場合も土日の指導も可能であります。  
                          報酬を得ることも可能でありまして、兼職兼業の届けを出すことにより、地域の指導者として学校の先生が指導することも可能になっていますので、土日も教えた

いという熱い思いのある教員は、指導も可能になります。

議長 8 ページの四角囲みで、7 年度までは休日の活動を順次移行していくということを聞きました。その下の 8 年度以降は、平日の活動は地域活動として移行するとのことですが、学校の先生はノータッチになるということですか。

事務局 学校での部活動はしないということで、地域へ移行していきますので、職員も指導する場合は、一度退勤してから地域へ移行し、地域で指導することになります。

令和 8 年度以降に平日も移行していける形ができていけば進めてきますが、まずは、土日の地域移行がしっかりできなければ、平日の移行を進めることができないと考えております。なるべく土日休日は完全に移行を行い、それ以降準備が整い次第、平日も進めていく予定ですが、吹奏楽のような楽器類が高価なものや運搬に費用がかかる部活に関しては、平日も学校を利用し、学校の楽器を利用するよう考えております。

議長 道具等を保管する場所は、学校外になるということですか。

事務局 活動する場所によって変わってくるかと思えます。

例えば学校外で活動する場合は、学校外の場所で道具の管理をします。学校内で道具の管理をする場合、別に倉庫等が必要になるのであれば、国からの補助等を利用したいと考えています。

議長 他にありませんか。

委員 12 ページの方向性 (3) の費用負担のあり方とありますが、実際に進めていく中で、想定外にお金がかかることも出てくると思えます。そういった時に、非常に難しい問題ですが、できるだけ保護者への負担は少なくしていただきたいと思えます。

事務局 費用負担のあり方については、基本的には個人、家庭での判断でその活動に行きますので、公費・私費での負担ということに関しては、何が必要なか合わせて検討していく必要があると考えております。

例えば、施設を使用した際の減免の措置やセキュリティの問題や経済的に参加が厳しい家庭への対応等、検討していきたいと思えます。

議長 他にありませんか。

教育長 部活動の地域移行は、教育上非常に重要な課題で、不安な方も多いと思えます。昭和 20 年代に中体連が誕生したきっかけは、教育課程の中で部活動をしなさいと

いう話ではなく、先生方の熱い思いや、子どもたちの健全育成からでした。当時は子どもたちがエネルギーを非行の方に持っていくというような社会状況がたくさんあったからです。そのエネルギーをスポーツや文化に向けようということで、ボランティア精神で始まったわけです。

子どもたちに夢を与え、非行に走らないようにといった部分でも日本のスポーツに対する貢献度はかなり大きかったです。様々なスポーツ競技の機会なども中体連の活動が基盤になって発展してきたという経緯もあります。歴史的な値打ちも大切ですので、これまで引き継いで培ってきたものを継承していけたらと思います。子どもたちにとって、この地域移行が決してマイナスにならないようにという視点が極めて大切で、むしろ赤穂のスポーツ競技や文化活動の発展に繋がるような形で持っていければということ、非常に強く願っております。

学校教育における部活動の役割というのが、教師の働き方も含めて近年非常に大きいです。20年ぐらい前は、どの先生も保護者に信頼・尊敬され、地域との連携もできていましたが、文科省から部活を1人の先生で担当してはいけないと通知がありました。先生は不登校や保護者対応等と放課後になったら非常に忙しいです。モンスターペアレントと言われる方への対応に時間を要しています。

部活動において安全面が一番の問題ですが、安全を確保するためには必ず2人体制でなければ部活動の維持できないということは、例えば中学校で先生が20人いたら、2人体制で担当すると10個しか部活ができないということです。それで部活指導員制度が4、5年前にできました。それは、外部講師を招いて学校の中で部活をするということです。先ほど教育委員さんから、先生も指導に当たらないのですかと質問が出ました。全国的に問題となっている事例として、外部指導員の方が中学校の部活に教えてきたら、まず当たる壁が、子どもたちが言うことを聞かないことです。熱意をもって教えようと来てもらっても、子どもが一つも言うことを聞きません。学校を助けるために来ているのに、先生は来ないのか、と言われるといったような問題がたくさん起こり、体罰事件も起こりました。

1番よく起こったのが、指導者の方に登録して来てもらうけれど、子どもは言うことを聞かないし、私の思った姿ではないと、5月の連休明けぐらいに辞めてしまうのです。

指導者の資格制度等の研修制度はありますが、できる人がまだ少ないです。指導者の確保については、これから9月の地域移行に伴い、難しい問題になってくると思います。しかし、スポーツ庁の判断は、方針を1回出したにもかかわらず、わずか5年でひっくり返したというのは、やっぱりそういう問題が山積するからだと思っています。

スポーツ庁が一番言いたかったことは、あまり表に出て来ないですが、部活指導は先生のボランティアで、もう先生をいじめないでくださいということです。ここが一番大きかったと思います。先生が病気で休まなければならない、というようなことが起こっています。ご承知の通り、スポーツ庁は3年で移行しなさいと言って

いたので、その覚悟で赤穂市は始めたのに、地方の教育委員会から、とても3年ではできないという声が出てきました。赤穂市は、今ここについているような資料を出して、保護者説明をして3年でやろうと率先して始めたのですが、12月に入ってから急に3年間は準備期間でいいです、という通知がありました。例えば、試合を想定した場合、全部が移行してクラブチームになっていたら、試合は成り立つけれども、赤穂だけがクラブチームで最強のメンバーをそろえて、他の市町は学校単位で出場すれば試合する前から勝負が決まってしまう。

第4学区という高校入試の問題がありますので、各市町統一步調で行わなければなりません。学力が特に重視されますが、スポーツについても重視しなければなりません。赤穂市では計画を立てて動き始めているところですが、他市では難しいところもあるようです。

この12ページの(1)から(6)までのうち、(2)から(6)まではどこの市町でも可能だと思いますが、(1)があるかないかで全てが決まると思います。ある町では、スポーツ少年団の指導者を依頼しても断られるケースがあったようです。赤穂市は幸いなことに、体育協会もスポーツ少年団も積極的にやりますと声を上げていただけたので、非常にありがたい環境にあり感謝しております。

定着するまでに10年かかるだろうと言われており、おそらく紆余曲折、様々なことが起こると思いますが、都市部の中学校はもうすでに部活は3人の先生で1組体制を組んでいて、部活は2つ3つしかない中学校がたくさんあります。ただ都市部は総合体育館のような大型施設や民間のプールで水泳教室をしたりしています。中体連の試合も出られるようになっています。地域移行のモデルは都市部のようです。都市部は移行しやすいと思いますが、難しいのは田舎の方です。受け皿があるかないかで違ってきます。近隣ですと、上郡町はスポーツ少年団がありません。上郡町の子どもが有年・原のスポーツ少年団に入ってくれて、有年・原は現在野球で一番強いチームになりました。地域移行すると、中学校の部活もそのようになります。

例えば、有年で野球チーム作ると、地域移行したので上郡町から強い選手が来て、相生市からも来る。その噂を聞いて佐用町からも来る、ということも起こるかもしれません。そうすると、大会そのものをどうしていくかという課題が出てきます。

これからどうなるか私自身も想像つかない部分があるので、できるところから粛々とやっていくしかないと思っております。

色んなことがあると思いますので、先ほどに引き続いて、改めまして、市長のご協力をお願いできたらと思います。

議長

中学校部活動の地域移行については、文部科学省、スポーツ庁、或いは文化庁の方針等が出ております。指導員、或いは指導団体の確保は、赤穂市の場合は教育長の話ですと一応目途が立っているということで、後は実施に向けてのハード面の取扱いということになると、本当に課題が多いと思います。

今までは学校施設を利用していましたが、別に場所を確保するとすると、どこの

施設が活用できるのかというのは、非常に悩ましいところがあると思います。

陸上の場合、城南緑地公園の陸上競技場を使用し、合同ですということであれば、それで解決すると思います。それぞれの競技によって、どこの施設を使うのかを調整しなければなりません。学校施設を使うことができるのであれば、そこを充実すればいいと思いますが、学校施設以外でしなければならないとなると、改めて施設を作ることも含めて考えなければならない、と説明を聞いて思いました。

国等からの予算の確保も含めて、ハード面ソフト面で早急に予算も含めて確保していかなければならないと思いましたが、引き続き、準備段階で教育委員会と市長部局で情報や課題を共有する必要があると改めて思いました。

また、アフタースクールについては、来年度に整備します城西アフタースクールだけでなく、他のアフタースクールの指導員確保も含めて、子育て支援の一環として充実させたいと思います。学童保育の本来の役目を結集できるようなことを実施する必要があると思っております。そういった意味で、引き続き教育委員会と市長部局が連携して、フォローや道筋をつけていきたいと思っております。

私も本日、教育委員の皆様方からご意見を頂戴したことも踏まえて、今後とも予算の確保と人員の確保等について努めてまいりたいと思っております。

どうぞよろしくお願いいたします。

次に、4のその他に移らせていただきます。

せっかくの機会ですので、教育委員の皆様方から何かあれば、おっしゃっていただきたいと思っております。

委員

関係ないことですが、市民の夕べがなくなってしまう、大学で市外に出ている子どもたちの中に帰る機会を逃した子もいるようです。上郡町が大きな花火大会をすると聞きました。中学生や小学生も楽しみにしています。費用面や安全面など色々と大変だと思うのですが、心待ちにする子どもたちがいます。とても思い出に残ることなので、夏にイベントがあればいいと思います。

議長

その件については、私からお答えさせていただきます。

予算が無いので市民の夕べが無くなったわけではありません。まちづくり振興協会という自治会等が中心となった振興協会があります。そこで議論され、コロナ禍であること、或いは経費面もいろいろ考え、やめるという結論をその振興協会でお出しになりました。その団体が決められたので、赤穂市として辞めるという決断に従いました。決して予算が無いからやめるとか、私が申し上げたわけでもありません。

委員がおっしゃることは十分理解できます。何が思い出作りになるのか、或いは市域全体でどうするのかということで、70周年の時に市民の夕べに代わるイベントで海浜公園と有年地区の2ヶ所で花火の打ち上げをさせていただきました。費用に

については、花火を打ち上げる費用より警備費用がかかりました。もし花火大会をしようとする、再度、一から議論をしなければなりません。そのような声が上がっているのは私もいろいろ聞いておりますので、今後の子どもたちの思い出づくり等について市役所全体で議論していく必要があると思っておりますが、現在はまちづくり振興協会がお辞めになるということなので、それに従っているということです。

他にありませんか。

特にないようですので、事務局から何かありますか。

事務局 特にありません。

議長 事務局からも特にないようですので、以上をもちまして、令和5年度第1回総合教育会議を終了とさせていただきます。

本日は、お疲れのところお集まりいただきまして、誠にありがとうございました。今後どうぞよろしく願いいたします。